

# 院内掲示

厚生労働大臣の定める掲示事項は、以下の通りです。

令和8年3月2日

## 【届出等による医療について】

以下の施設基準に適合している旨、近畿厚生局奈良事務所に届出を行っています。

### (1) 基本診察料の施設基準等

施設基準	受理番号	算定開始年月日
夜間早朝等加算	第 392 号	平成 20 年 4 月 1 日
明細書発行体制加算	第 171 号	平成 22 年 4 月 1 日
時間外対応加算	第 121 号	令和 2 年 7 月 1 日
機能強化加算	第 287 号	令和 4 年 4 月 1 日
情報通信機器を用いた診療にかかる基準	第 32 号	令和 4 年 4 月 1 日
外来感染対策向上加算	第 149 号	令和 4 年 7 月 1 日
連携強化加算	第 61 号	令和 4 年 7 月 1 日
医療 DX 推進体制整備加算	第 178 号	令和 7 年 4 月 1 日

### (2) 特掲診療料の施設基準等

施設基準	受理番号	算定開始年月日
在宅時医学総合管理料	第 130 号	平成 18 年 8 月 1 日
在宅末期医療総合診察料	第 104 号	平成 18 年 8 月 1 日
脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ	第 7 号	平成 20 年 4 月 1 日
運動器リハビリテーション料Ⅱ	第 65 号	平成 20 年 4 月 1 日
CT 撮影及び MRI 撮影	第 106 号	平成 28 年 4 月 1 日
がん治療連携指導料	第 102 号	平成 29 年 4 月 1 日
ニコチン依存症管理料	第 263 号	平成 29 年 7 月 1 日
小児科外来診察料	第 53 号	令和 2 年 4 月 1 日
在宅療養支援診療所 3	第 73 号	令和 4 年 4 月 1 日
在宅療養支援診療所 1	第 7 号	令和 8 年 3 月 1 日
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算	第 32 号	令和 8 年 3 月 1 日
在宅療養実績加算 1	第 46 号	令和 4 年 4 月 1 日
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算	第 38 号	令和 5 年 4 月 1 日
二次性骨折予防継続管理料 3	第 39 号	令和 5 年 4 月 1 日
外来・在宅ベースアップ評価料	第 88 号	令和 6 年 6 月 1 日
酸素の購入単価	第 7825 号	令和 7 年 4 月 1 日
在宅医療 DX 情報活用加算 1	第 97 号	令和 7 年 5 月 1 日
外来データ提出加算	第 17 号	令和 7 年 10 月 1 日
在宅データ提出加算	第 12 号	令和 7 年 10 月 1 日
リハビリテーションデータ提出加算	第 10 号	令和 7 年 10 月 1 日

## 【保険外給付について】

以下の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしております。

(税込) 2026年1月1日

診断書（当院用紙）	¥2,750
診断書（生命保険）」	¥5,500
証明書（当院用紙）	¥1,650
診断書・証明書（所定用紙）	¥3,300
健康診断証明書（当院用紙・所定用紙）	¥3,300
英文（他国語）診断書	¥5,500
死亡診断書（死亡届）1通目	¥5,500
死亡診断書（死亡届）2通目	¥2,200
死亡診断書（保険会社用）	¥5,500
死体検案書（検死込み）	¥50,000
自立支援医療（精神通院）申請用診断書	初回 ¥6,600 2回目以降 ¥5,500
精神障害者保健福祉手帳申請用診断書	初回 ¥6,600 2回目以降 ¥5,500
身障診断書・意見書	¥5,500
特別身障診断書・意見書	¥5,500
厚生年金診断書	¥6,600
自動車税減税のための証明書	¥550
難病特定疾患受給申請臨床調査個人票	初回 ¥6,600 2回目 ¥5,500
保険会社面談料	¥11,000
保険会社意見書	¥5,500
登園・登校許可証（所定用紙）	¥0
登園・登校許可証（連絡帳）	¥0
登園・登校許可証（当院用紙）	¥0
丸山ワクチン証明書（黄色）	¥1,650
SSM 治験登録依頼書	¥5,500
おむつ使用証明書料	¥1,100
訪問入浴指示書	¥1,100
支払証明書	¥1,650
成年後見診断書	¥5,500
福祉用具使用申請書	¥1,650
CD-R	¥1,100
診察券再発行	¥110
セカンドオピニオン（特別外来）	¥5,000

カルテ開示	¥5,000+コピー代(枚数分)
産業医への診療情報提供書料	¥2,500

## 個人情報の取り扱いについて

2026年1月1日

### 1. 個人情報の利用範囲

「個人情報」とは診療録（カルテ）をはじめとした諸記録、診察申込書やマイナンバーカード等、個人に関する情報であって、氏名、生年月日、その他記述等により、特定の個人を識別できるものをいいます。当院では、下記の目的に沿って業務上必要な範囲に限り個人情報を利用し、下記目的以外には利用致しません。

#### (1) 医療補提供に必要な事項

- ① 医療・介護サービスの提供
- ② 医療費・介護給付費の保険請求事務（レセプトの提出、支払基金・国保連又は保険者からの紹介への回答）
- ③ 厚生労働省や都道府県など関係行政機関等による法令に基づく照会・届出・調査・検査・実地指導
- ④ 当院が行う管理運営業務のうち「会計・経理」「医療事故の報告」「当該患者のサービス向上」等
- ⑤ 他の医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）との連絡
- ⑥ 他の医療機関からの照会への回答
- ⑦ 診療所にあたり、外部の医師等への助言・意見を求める場合
- ⑧ 検体検査業務の委託
- ⑨ 家族等への説明
- ⑩ 成人検診、老人健診等のご案内
- ⑪ 診療体制の変更など患者様の診療に関するご案内
- ⑫ 事業者等からの委託による健康診断等の事業所等への結果通知
- ⑬ 医師損害賠償責任保険等に係る、医療に関連する専門の団体、保険会社等への相談又は届出
- ⑭ 医療保険事務のうち、審査支払機関又は保険者への照会

#### (2) 上記以外で医療機関として必要な事項

- ① 当院が行う管理運営業務のうち、「業務の維持改善のための基礎資料」「医学生・看護学生等の実習」「当院内において行われる症例研修」
- ② 住所や氏名の匿名化、顔写真のマスクングを行い、個人情報が特定できないよう配慮したうえでの学会発表
- ③ 医療機関の管理運営業務のうち「外部監査機関への情報提供」

### 2. 苦情相談窓口

1. に掲げる利用目的で同意出来ないものがある場合は、下記の苦情・相談窓口にお申し出下さい。お申し出がない場合は、1. に掲げる利用目的に同意が得られたものとさせていただきます。

なお、お申し出は、ご本人に限らせて頂きます。

ご本人であることを証明するマイナンバーカード又は運転免許証等と印鑑をご持参下さい。

（小児や意識のない方は、ご家族であることの証明をするものと印鑑をご持参下さい。）

また、お申し出頂いた内容は、ご本人のお申し出でいつでも変更できます。

苦情・相談窓口 外来診療部主任 宮本

\* 苦情・相談窓口では、個人情報保護に関する質問や意見もお伺いいたします。

### ① 《機能強化加算》

当院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しており以下の取り組みを行っております。

- ・受診されている他の医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。
- ・必要に応じて専門医師や専門医療機関をご紹介します。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・福祉・保健サービスに係る相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

### ② 《医療情報取得加算》

当院は、マイナ保険証の利用や問診票を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定します。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします

### ③ 《医療 DX 推進体制整備加算》

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備について以下のように対応します。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページに掲示しております。

### ④ 《在宅医療 DX 情報活用加算》

当院は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等、システムにより取得した診療情報などを活用して、計画的な医学管理のもとに訪問診療を実施しております。

また、マイナ保険証を促進するなど、医療DXを通じて医療を提供できるように取り組んでおります。

- ・電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。

## ⑤ 《明細書発行体制加算》

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

## ⑥ 《一般名処方加算》

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名前により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは：お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

## ⑦ 《通院・在宅精神療法》

当院では、診療においては以下の点に留意しております。

- ・患者様ごとの相談内容に応じたケースマネジメントを行っております。
- ・障害福祉サービス等の利用に係る相談を行っております。
- ・介護保険に係る相談を行っております。
- ・当該保険医療機関に通院する患者様について、介護支援専門員からの相談に適切に対応します。
- ・市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携を行っております。
- ・精神科病院等に入院していた患者様の退院後支援を行っております。
- ・身体疾患に関する診療または他の診療科との連携を行っております。
- ・健康相談・予防接種に係る相談を行っております。
- ・可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方を控えております。

## ⑧ 《情報通信機器を用いた診療》

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。ただし、初診からオンライン診療を受ける場合、以下の処方については行うことができません。

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できない患者様に対する特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料1の対象になる薬剤）の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する8日以上処方

### ⑨ 《外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算》

当院では、新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱外来を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。患者様に安心できる医療を提供するため、以下のような院内感染防止対策を取っております。

- ・感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の知識を深めるため、院内研修会及び関連病院との連携を行い、対策力向上に努めます。
- ・抗菌薬の適正使用に努めます。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と動線を分けた診療スペースを確保して対応します。

以上の取り組みから、当院では、「外来感染対策向上加算」を算定しており、また感染症が疑われる場合は、「発熱患者等対応加算」を算定しております。

### ⑩ 《夜間・早朝等加算》

厚生労働省の規定により、平日 18 時以降・土曜日 12 時以降は夜間・早朝等加算が適応されます。上記の時間帯に受付をされた場合、診察時間内であっても加算の取り扱いとなりますので、ご了承ください。

### ⑪ 《生活習慣病管理料》

高血圧・糖尿病・脂質異常症を有する患者様が対象となります。

当院では、患者様の病状に応じて、28 日以上の長期処方またはリフィル処方箋の発行が可能です。